

湧別町森林整備計画

計画期間 自 令和6年4月1日
至 令和16年3月31日

北海道湧別町

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

第1. 森林整備の現状と課題	1
第2. 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
(3) その他必要な事項	
第3. 森林施業の合理化に関する基本方針	6

II 森林の整備に関する事項

第1. 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2) 樹種別の立木の標準伐期齢	
(3) その他必要な事項	
第2. 造林に関する事項	9
(1) 人工造林に関する事項	
(2) 天然更新に関する事項	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
(4) 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
(5) その他必要な事項	
第3. 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	14
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
(2) 保育の種類別の標準的な方法	
(3) その他必要な事項	
第4. 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	
(3) その他必要な事項	
第5. 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	20
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
(2) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
(3) 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
(4) 森林経営管理制度の活用に関する事項	
(5) その他必要な事項	

第6. 森林施業の共同化の促進に関する事項	21
(1) 森林施業の共同化の促進に関する方針	
(2) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
(3) 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
第7. 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	22
(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
(2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
(3) 作業路網の整備に関する事項	
(4) その他必要な事項	
第8. その他必要な事項	25
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
(2) 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	

III 森林の保護に関する事項

第1. 鳥獣害の防止に関する事項	27
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
(2) その他必要な事項	
第2. 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	28
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
(2) 鳥獣害対策の方法（1に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方法	
(4) 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
(5) その他必要な事項	

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

第1. 保健機能森林の区域	29
第2. 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	29
第3. 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項	29
第4. その他必要な事項	29

V その他森林の整備のために必要な事項

第1. 森林経営計画の作成に関する事項	29
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
(2) 森林法施行規則第33条第1号のロの規定に基づく区域	
第2. 森林整備を通じた地域振興に関する事項	30
第3. 森林の総合利用の推進に関する事項	30
第4. 住民参加による森林の整備に関する事項	31

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項	
(2) 上下流連携による取組みに関する事項	
(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項	
第5. その他必要な事項	31
(1) 特定保安林の整備に関する事項	
(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	
(4) 森林保護に関する事項	
(5) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項	
別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域（一般民有林）	35
別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域	46
別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	48
別表4 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	51
別表5 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、択伐による複層林施業を推進すべき森林	52
別表6 鳥獣害防止森林区域	53
カラマツ育林技術体系図	
トドマツ育林技術体系図	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

第1. 森林整備の現状と課題

本町は平成21年10月5日に上湧別町と湧別町の2町が合併し、新たに「湧別町」として誕生した町である。

北海道の東北部、オホーツク総合振興局管内の中央部に位置し、東にサロマ湖を擁し佐呂間町・北見市に接し、西はシブノツナイ湖を境として紋別市に続き、南は遠軽町に接しており、北はオホーツク海に面し、総面積50,574haを有している。

森林面積は27,785haと総面積の55%を占めており、所有形態別では、国有林が6,214haで森林面積の22%、民有林が21,536haで森林面積の78%を占めている。

近年、森林は木材生産のためだけでなく、水源かん養・山地災害防止機能・生活環境の保全など森林の有する多面的機能の高度発揮が求められている。

特に本町はサロマ湖やオホーツク海を基盤とする水産業が盛んであるため魚つき保安林に指定しお魚を増やす取組みや大雨により水害が発生するため、その防止対策として山地災害防止機能の維持増進に努めることが必要であり、地域の特性を生かした中での森林整備が重要である。

そのためには、湧別町森林整備計画を基本とした森林整備を行い恒久的な森林機能の高度発揮、生活環境の保全に努め地域振興につながる山づくりを実施する必要がある。

第2. 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する町民の要望を踏まえ、流域治水とも連携した国土強化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの持続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能

に応じて、公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源かん養機能の維持増進を図る森林について「水源かん養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定する。

さらに、「水源かん養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定する。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組合せた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図る。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、計画的な路網整備を推進する。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおり。

森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	水源かん養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から適切な保育・間伐を促しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。

	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び植栽による機能の早期回復、並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避と推進する。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
	保護地域タイプ	保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、気象、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造

に着目し、次の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導する。

区 分	施 業 方 法	対 象 と す る 森 林
育成単層林施業	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持 増進が図られる森林
天然生林施業	主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林・国土の保全、自然景観の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

なお、次の地区については、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととする。

- ① 川西地区は、オホーツク海より吹く強風から農作物等を守るため保安林に指定し、防風保安林を造成し農家の生産基盤を守り経営の安定化を図る。
- ② 芭露地区は、市街地周辺住民の水源確保のため干害防備保安林に指定しており、水源かん養機能の維持増進を図るため、多様な樹種や異なった樹齢の林分からなる森林の整備と、治山事業により施設整備を進める。
- ③ 志撫子地区にある「いこいの森」は森林とのふれあいの場として、橋・遊歩道・池等が整備され、また優良な天然林が生立しているため森林景観が素晴らしく、訪れる人達のやすらぎとなっており、自然景観の保全と野生小動物の生育に配慮して広葉樹などを保安林整備事業により植栽している。

(3) その他必要な事項

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努める。
- ② 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ③ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・

生息状況に配慮した森林施業を図るよう務めることとします。

第3. 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合関係機関等の合意形成を図りながら、施業の共同化を促進する。

また、森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、林業労働の担い手である森林組合は、現在、造林・保育作業を中心とした体制となっているが、今後主伐期を迎える林分が多く、また、間伐を計画的に推進するためにも高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1. 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採については、「森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、気候・地形・土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等に十分留意し行う。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する林分にあつては、第4（1）「公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法」に定める施業方法による。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を示します。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、本計画において定めており森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規模とする。

① 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外とする。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか車道等や集約からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当りの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図る。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努める。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮するものとする。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ類等の更新が確実なものを対象とする。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

- ② 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間に少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

- ③ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮する。
- ④ 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとする。
- ⑤ 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の小規模化、伐採箇所分散等に配慮するものとする。伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率は30%以下とする。
- ⑥ 天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特長などを勘案し、伐採率はおおむね50%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然生稚樹の生育状況等を勘案するものとする。

(2) 樹種別の立木の標準伐期齢

本計画区にある主要な樹種について、次表のとおり立木の標準伐期齢に関する指針を示す。

立木の標準伐期齢は、本計画において、次表の林齢を基礎として、町内の標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する多面的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものでない。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられる。

	樹 種	林 齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	25

（注） 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいう。

（3） その他必要な事項

- ① 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取組み、資源の平準化を図る。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進める。

- ② 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

- ③ 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努める。

ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等

ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- ④ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努める。

- ⑤ 伐採等の作業にあたっては、降雨等による土砂の汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路等を設置するなど、侵食防止に努める。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮する。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意する。

- ⑥ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮する。特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容、時期の調整を行う。
- ⑦ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とする。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促す。

第2. 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林を実施するものとする。

近年、人工造林による植栽樹種はカラマツやトドマツが主流となっており、当地域はカラマツ1等地であり成育が良好なので資源保続の観点からもカラマツを積極的に推進するとともに、自然的条件や森林資源の構成等を考慮し、適切な樹種の選定を行う。

① 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需要動向及び木材需給等にも配慮し、選定する。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、ミズナラ等の深根性樹種の植栽を考慮し、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定する。

以上を踏まえ、本町における人工造林の対象樹種を次のとおりとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、グイマツ (F1を含む)、ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カンバ類、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努める。

② 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入する又は維持する森林

寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。特に水源かん養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を積極的に行う。

効率的な施業実施の観点から技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても務める。

地拵は、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条刈りにより行う。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意する。

植栽時期は春又は秋植えとしするが、乾燥時期を避け、必要に応じて植穴を大きくして植えるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行う。

コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第3の2(1)のアの植栽時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとする。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討する。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討する。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとする。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討する。

また、周辺に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては天然更新木の積極的な活用を検討する。

【育成単層林】

単位：本／h a

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他 針葉樹	広葉樹
密仕立て	2, 300	2, 200	2, 500	2, 200	3, 500
中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 500
疎仕立て	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500

注 カラマツ、トドマツ、その他針葉樹の密仕立てについては植栽本数を減らすことにより経費の削減と作業の省力化を図る。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ カラマツ、その他	4月初旬～ 6月上旬
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ カラマツ、その他	9月上旬～11月下旬

イ 育成複層林施業を導入または維持する森林

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避け、植栽木の成長に必要な照度を確保するものとする。

樹下植栽の本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とする。

② 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとする。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととする。

① 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新では、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とする。

② 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断の基準

第2の(2)の③に定める天然更新すべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齡林(注3)では成立本数が木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とする。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とする。ただし林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととする。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図る。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとする。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)」による。

(注1) 高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ樹高が10m以上になる樹種とする。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか保残木及びぼう芽を含む。

(注3) 幼齡林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林。

(注4) 立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいう。

立木度=現在の林分の本数/当該林分林齢に相当する期待成立本数(注6)×10

(注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積。

(注6) 天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/ha
上層(その他の針葉樹)	600本/ha

上層:母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林(天然林の標準伐期齡)

中層:伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層:中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとする。

なお、かき起こしの実施にあたっては林地の保全に十分留意し、天然更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保する。

③ 伐採跡地の天然更新すべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとする。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定め、植栽により更新を図る。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定める。

ア 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

イ 水源かん養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定める。

また、次の箇所は当該区域には含めないものとする。

- a 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- b 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- c 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- d 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- e ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

② 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域 (林 小 班)	備 考
別表3のとおり	

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要がある。植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用される。

(4) 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

① 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の(1)による。

イ 天然更新の場合

第2の(2)の①による。

② 生育し得る最大の立木の本数

第2の(2)のアによる。

(5) その他必要な事項

① 資源の循環利用林に関する留意事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、森林資源の齢級構成に留意しながら集団化や機械化を通じた効率的な伐採を行うとともに、資源の保続に配慮し、伐期の分散に

努めるものとする。

② その他伐採に関する留意事項

ア 森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避けるとともに、伐期の長期化に努めるものとする。

イ 林地崩壊や流木被害のおそれがある次の地域は、伐採を控えるよう努める。

- a 天然林や造林木の健全な育成が困難な湿地、風衝地、岩石地等
- b 土砂の流出や崩壊、洪水、水質汚濁などのおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等
- c 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、1箇所当りの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて保護樹帯を残すよう努める。
- d 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努める。

第3. 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

Iの2(1)の地域の目指すべき森林資源の姿を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施するものとする。

なお、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるもの(要間伐森林)については、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進する。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

① 間伐は、木冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行う。

② 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行う。

特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意する。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとする。

【育成単層林】

樹種	施業体系	間伐の時期(年)				間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	
カラマツ【グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 仕立て目標 600本/h a	18	24	30		選木方法 定性及び定量列状 間伐率 20%~30% 間伐間隔年数 標準伐期未満 : 6年

トドマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 仕立て目標 600本/h a	2 5	3 5	4 5		選木方法 定性及び定量列状 間伐率 20%~30% 間伐間隔年数 標準伐期未満 : 10年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 仕立て目標 400本/h a	2 4	3 1	4 1	5 1	選木方法 定性及び定量列状 間伐率 20%~30% 間伐間隔年数 標準伐期未満 : 9年

注1 : カラマツについてはカラマツ間伐施業指針、トドマツについてはトドマツ人工林間伐の手引き等、アカエゾマツ人工林施業の手引き等を参考とした。

2 : 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なる。

(2) 保育の種類別の標準的な方法

① 下刈

下刈は、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

② 除伐

除伐は、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とするものとします。

③ つる切

つる切りは、育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育時期等については、次のとおり

年 樹種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	→									
トドマツ	→									
アカエゾマツ	→									

年 樹種	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ		△								
トドマツ					△					
アカエゾマツ							△			

注) カラマツには、グイマツ等を含む。

⌋ : 下刈 △ : つる切、除伐

(3) その他必要な事項

① その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとする。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととする。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討する。

第4. 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりである。

なお、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法は、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等に基づき形成された地域の合意等を勘案して本計画で定める。

① 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源かん養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養の評価区分が高い森林など水源かん養の機能の維持増進を図る森林を別表1に定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2に定める。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増

進森林以外の森林

ア 区域の設定

- a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1に定める。

- b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵などの影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1に定める。

- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、特別緑地保全地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然環境等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様保全機能の維持増進を図る森林を定め、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林及び保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の一部区域、他の法令や計画等により既に保護地区として設定している森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1に定める。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持、形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとした上で、一部を皆伐することを可能とする。

そして主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

① 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定める。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとする。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努める。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととする。

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林班単位で別表1に定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

木材等生産林では、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐期については次表を目安とする。

樹 種	標準的な施業体系		
	主伐時期	仕立て方法	期待径級
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】	50年	中庸仕立て	28cm
トドマツ	50年	中庸仕立て	30cm
アカエゾマツ	75年	中庸仕立て	30cm

(3) その他必要な事項

【上乘せゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
水資源保全 ゾーン	<p>水源かん養林のうち、属地的に水源かん養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、町が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。</p> <p>特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、林小班単位で定める。</p>	<p>伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造林及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨時等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。</p>
生物多様性 ゾーン	<p>保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められている水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、町が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。</p>	<p>伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。</p>

生物多様性ゾーン	保護地区 タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、町が特に保護地区として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。
----------	-------------	--	--

- ① 区域の設定
該当なし

第5. 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

主伐及び間伐施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定的供給を図る必要があり、このため森林組合及び林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進する。

(2) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の受託への転換等を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとする。

(3) 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託等を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結する。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意する。

(4) 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本町については森林所

有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、本町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

(5) その他必要な事項

該当無し

第6. 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する町・個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

(1) 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の私有林面積21,536haのうち私有林が17,339haあり、森林所有者数は1,027人となっている。

また、不在村者数が402人、所有面積が11,499haと私有林面積の66%を占めている。

林家等の平均所有森林面積は10haと小規模所有林であるため、施業計画の共同化を図り事業の拡大及び掘り起しを行い計画的かつ集団的に事業を行うためには、町・森林組合・森林所有者等地域ぐるみで推進が必要であり、採算性の高い山づくりを目指す。

また、事業を実施する林業事業体との連絡体制を保ち効率的かつ安定的な事業量の確保を行い、事業体の経営安定化を図り、担い手の育成・確保に努める。

(2) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

私有林のうち人工林面積は10,585haあり、7齢級以上の主伐及び間伐期を迎えた林分が5,839haと55%を占め、近年ではカラマツ人工林の皆伐が増えている。

これらの伐採跡地に対し造林及び下刈などの保育施業を実施する必要があり、森林組合が中心となり計画的・共同的な事業の推進に努める。

また、森林施業に対して消極的な森林所有者や不在村所有者に対しては、保育等の必要性や森林機能の維持増進についての理解を求め事業の推進を図る。

事業を実施する場合には積極的に補助事業を活用し、また町単独補助制度により助成を行う。

① 森林施業共同化重点的实施区域の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積
東部地区	1001～1022林班	2,606

中部1地区	1023～1036林班	1,556
中部2地区	1037～1046、1048、1049林班	1,275
中部3地区	1050～1062林班	1,508
中部4地区	1063～1071林班	950
中部5地区	1072～1090、1092～1105林班	2,987
西部1地区	1106～1117林班	905
西部2地区	1119～1126林班	875
西部3地区	1127～1135林班	1,230
兵村・屯市	1～17林班	1,760
開盛・富美	18～37林班	2,264
富 美	38～55林班	1,875
富美・旭	56～79林班	1,526
計		21,317

(3) 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努める。

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ③ 共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

(4) その他必要な事項

該当無し

第7. 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

① 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定める。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

(単位：m/h a)

区 分	作業システム	路 網 密 度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	〃	85以上	25以上
急傾斜地 (30° ~)	〃	20<15>以上	20<15>以上

注1：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

なお、本表は、木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではない。

注2：『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

② 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となる。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要がある。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとする。

傾 斜 区 分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 材	巻 立 て
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	チェンソー	ブル【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップル
	フェラーハンチャー	《グラップル》	チェンソー	(プロセッサ)
	フェラーハンチャー	ブル、グラップル	ハーベスタ・プロセッサ	グラップル
		【全木集材】	チェンソー	(プロセッサ)
中傾斜地 (15° ~ 30°)	ハーベスタ	ブル【全幹集材】	ハーベスタ	グラップル
		《グラップル》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30° ~)	チェンソー	ブル【全幹集材】	チェンソー	グラップル
			ハーベスタ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

注1： () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

2： 【 】 は、集材方法。

3： 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

(2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に林道等の路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定する。

路網整備等 推進区域名	面積 ha	開設予定路線名	開設予定 延長 m	対図 番号	備考
該当なし					

(3) 作業路網の整備に関する事項

① 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規定（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部部長通知）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおり。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にあたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	備考
開設	自動車道	林業専用道	湧別町	緑蔭6林班2号	1.5	1	60	○	起点：湧別町緑蔭 終点：湧別町緑蔭

ウ 幹線路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

② 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作

設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）等に基づき適切に管理する。

(4) その他必要な事項

該当無し

第8. その他必要な事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の基幹産業の1つである林業を発展させていく為には、林業従事者の育成・確保、森林組合の基盤強化、生産コストの低減が必要である。

林業従事者は高齢化が進んでいるが、町・森林組合や各種林業団体との連携を保ち、人員の確保及び新規従事者に対する技術指導、支援を行う。また、高性能林業機械の積極的な導入により作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合による各種事業の受託拡大及び林業従事者の雇用の通年化と近代化を図り安定した基盤作りを行う。

森林所有者の経営の健全化及び安定化を目指し、林道・作業路等の路網整備を充実させ、生産コストの低減及び林業従事者の労働の軽減を図る。

① 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成・確保

林業労働者の育成・確保の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、森林所有者の山づくりへの意欲をおこさせることが重要であり、それに伴い事業量の確保がなされ林業労働者の育成・確保が行われる。

本町林業は、個々所有面積は小規模でしかも農業との兼業が殆どであるため、農業経営に大きく左右されることから、農業振興策が図られることにより林業労働者の育成対策にも繋がっている。

また、林業従事者に対する技能・技術研修の受講を推進し、林業労働者の技能・技術の向上を図り、高性能林業機械の導入を推進し安全で作業効率が高くコストの軽減化に努めることにより雇用促進・安定化が図られる。

② 林業後継者等の育成

現在の森林所有者は年々高齢化が進み、採算性の低下等により若者の山離れによる後継者不足を招いている。

このようなことから、林業経営コストの軽減とともに魅力ある山づくりについての推進や森林機能の維持増進の重要性を町・森林組合・西部森林室等により理解を求め、地域林業の担い手・リーダー及び一般林家の育成を図る。

林業後継者の活動の拠点となる施設の整備

施設の種類	位	置	規	模	利用組織	対 象 番 号	備 考
該当なし							

③ 林業事業体の経営体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化等による受注体制の整備により経営多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化を目指すこととする。また、労務班員の各種保険制度への加入促進を図る。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても本制度を周知・活用し森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づき選択することができ、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の育成を図る。

(2) 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

① 林業機械化の促進方向

本町森林の人工林のうち、5～8 齢級が 2, 104ha と除間伐等を必要とする保育林分が点在している。また、カラマツ人工林では主伐期を迎えつつあり、皆伐が進み、造林・下刈事業が増加している。しかし、森林所有者は林業投資意欲が減退しており保育施業が遅れている現状である。

これらの森林に対し効率的な作業を実施するためには林道や作業路網の基盤整備が不可欠であり、機械化が必要である。

また、林業就労者の高齢化や減少傾向にある中、生産性の向上、労働強度の軽減や林業従事者の担い手対策として高性能林業機械化が必要であり、傾斜地の多い地形条件や皆伐、除間伐など施業別に対応できる機械化が重要な課題である。

② 林業機械化の促進方策

近年皆伐地における高性能林業機械化が本町でも進みつつあり、また、私有林の間伐は列状間伐が行われ、機械による作業比率が高まっている。これらの機械を操縦するオペレーターの養成が必要であり、技能・技術講習会や安全作業講習等を積極的に受講させ担い手の確保を図る。

また、高性能機械は高額であるので各種補助制度を活用し経営の安定化を図るとともに、森林組合による事業推進を行い安定的な事業量の確保が必要である。

(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町の製品・製材工場は 2 工場あり、近年はカラマツ人工林の皆伐が進んでおり、その利用方法は従来では梱包材やダンネージ材が主であったが、木材の加工技術の進歩等により集成材として建築材に利用されており、またトドマツについても同様に集成材による利用が多くなっている。

そのため本町にある木材工場は平成 20 年度新たな集成材用の機械を導入し事業の拡大を図っている。

① 林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画

単位：m³

施設の種類	現 状			将 来		
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号
製材工場	東	80,000	①	東	100,000	①
オガ粉生産製材施設	中湧別		②	中湧別		②
割箸工場	屯市		③	屯市		③

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1. 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定める。

① 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表6に定める。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報、その他エゾシカによる森林被害又は生息状況により補正することとする。

② 鳥獣害の防止の方法

森林に適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ被害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ実施するとともに、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ被害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状況を的確に把握し、被害が発生し、又はおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施する。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施する。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行うこと等により確認することとする。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとする。

第2. 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除のため、町と道の振興局、森林事務所、森林組合、その他林業関係者が連携して対応し、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行う。

なお、森林の病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合がある。

(2) 鳥獣害対策の方法（1に掲げる事項を除く）

① エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種の植栽などの対策を行う。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置などの対策を実施する。

② 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見及び早期防除に努めることとする。

③ 森林の保護に当たっては、町、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもと、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針交混交林の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内遊歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火帯等の整備を推進する。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化する。

(4) 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、「湧別町民有地火入許可に関する条例」に基づき火入れの申請及び許可を受け、同条例内で定めている基準により実施すること。

(5) その他必要な事項

① 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当無し

② その他

河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定する。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定する。

なお、保健機能森林の区域の設定に当たっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努める。

次の森林については、保健機能森林の区域には含まないものとする。

- ① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別区内の森林
- ② 森林保健施設に該当しない施設が見込まれる森林
- ③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地もしくは造成された森林

第1. 保健機能森林の区域

該当なし

第2. 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

第3. 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

第4. その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

第1. 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、湧別町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度

の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進する。

経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画する。

- ① II第2の(3)「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在地」
- ② II第4「公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項」
- ③ II第5の(3)「森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項」及びII第6の(3)共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」
- ④ IIIの「森林の保護に関する事項」

- (2) 森林法施行規則第33条第1号のロの規定に基づく区域
設定なし

第2. 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町は、オホーツク海やサロマ湖を基盤とする漁業や、肥沃な大地に恵まれ豊富な野菜が採れる畑等は上流の山間部より流れ出ている養分を豊富に含んだ水で支えられている。

これらの礎となる水を恒久的に供給する為には適正な森林整備が必要であり、伐採後の造林や保育・除間伐等を計画的に実施することが重要であり、この湧別町森林整備計画書内に記載されている事項を基本とし適時適確に事業を推進する。また、芭露地区では、民有林を干害防備保安林に指定し植栽や保育等の事業を実施している外、海岸線沿いの森林を魚つき保安林として指定し森林の保護を行い、豊かな農林漁業の発展に寄与すると共に地域住民の生活環境を守る。

この遠紋地域では、森林認証を取得した山林が多く点在している。本町においても国有林や社有林で取得をしている。今後においては民有林や町有林においても森林認証制度について検討をし、地域振興につながる森林づくりを行う必要がある。

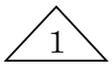
しかし、森林認証取得山林を見ても材の利用価値や販売ルートの確保、森林所有者及び木材製材業者へのメリット等が確立しておらず中々進まない状況であり、これらの諸問題を解決していく事が急務で大きな課題となっている。

第3. 森林の総合利用の推進に関する事項

本町には、志撫子と中湧別地区の2箇所「げんきの森」を設定し町民の散策や森林浴等、憩いの拠点となっている。

散策道の適切な管理を行い、より町民が親しみやすい森林環境を作るとともに、ツリーイング等のイベントを開催し、緑に触れる機会を設ける。

〔森林の総合利用施設の整備計画〕

施設の種類	現 状 (参考)		計 画		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
湧別町	中湧別	h a 18.84	中湧別		

げんきの森	志撫子	14.84	志撫子	森林内の草刈 14.84ha	
-------	-----	-------	-----	-------------------	---

第4. 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

本町では、住民に森林や緑の大切さ、重要性を理解してもらうため、「お魚を増やす運動」として湧別漁業協同組合によるナラ・ヤチダモ等の植樹祭を行っている。

また、各事業実施の際には参加者に対し森林や緑の大切さ、重要性についての説明を行っている。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

湧別川は本町をはじめ遠軽町の水源として重要な役割を果たしている。このようなことからこの流域における水資源の恒久的確保・利用の観点から適正な森林の造成を積極的に働きかける。

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

町内の小学生を対象として自然との触れ合い体験を通じ学ばせ、森林の働きや大切さを理解してもらうため森林体験学習事業を開催している。

第5. その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能しないと認められる保安林である。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図る。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意する。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的な留意事項は、次のとおり。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められているが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われるので、留意が必要である。

ア 主伐の方法

a 伐採できる立木は、湧別町森林整備計画で定める標準伐期齢以上とする。

伐採方法は、次の3区分とする。

- ・伐採方法の指定無し（皆伐を含む）
- ・択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）

- ・禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- b 一箇所当たりの皆伐面積の制限は、次のとおり指定施業要件に定められている。
 - ・水源かん養保安林（但し、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20haを超えない範囲内とする。
 - ・土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10haを越え超えない範囲内とする。
 - ・その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安林機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20haを超えない範囲内とする。
 - ・防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。
 - ・択伐の制度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
 - ・初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とする。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とする。

ウ 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができる。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあつては択伐とする。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とする。

エ 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
- b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とする。

オ 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するよう行わなければならない。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別区域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行う。

表1 特別地区内における制限

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 1 種 特別地域	<p>(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>(2) 単木択伐方法は次の規定により行う。</p> <p>① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>② 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。</p>
第 2 種 特別地域	<p>(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるものとする。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法による。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>(5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めること。</p> <p>(6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとする。</p> <p>① 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度3より多くの保存木を残す場合又は車道・歩道・集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。</p> <p>② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して指定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。</p>
第 3 種 特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとする。

③ その他制限林

その他制限林における伐採方法については、表2のとおりとする。

区 分	伐 採 方 法
その他の制限林	<p>(1) 原則、択伐とし伐採率は蓄積の30%以内とする。</p> <p>(2) 鳥獣保護地区特別保護地区内の鳥獣の生息・繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とする。</p> <p>(3) 次の砂防指定地区内の森林については、皆伐を行うことができる。</p> <p>① 伐採面積が1ヘクタール未満のもの</p> <p>② 森林施業計画で皆伐として計画されたもの。</p> <p>(4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては禁伐とする。</p>

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進める。

(4) 森林保護に関する事項

本町のカラマツ等林分に対し野鼠による被害防止のために積極的な薬剤散布を行い、森林資源の保護を図る。

(5) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

該当なし

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

振興局 11：網走 市町村 20：湧別町

【一般民有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源かん養林	13	11、13、14	88.75
	14	1～5	110.68
	16	1～3、6、7、19～22	171.99
	18	1～18、20～22、30～33、36	59.26
	23	全域	158.87
	24	1～16、18	147.45
	26	1～3、5、6、9～21、23～26	135.74
	30	1～5、7、9～12、14、16、34、36、41、48、51、54、60、64～69、71、72、77、78、87、88	36.24
	32	全域	120.78
	34	全域	84.48
	35	全域	122.8
	36	6、18～20、36、61～64、72	30.55
	37	1～4、159～162、175	67.4
	38	全域	85.15
	39	全域	176.17
	53	全域	77.22
	54	全域	80.45
	1013	全域	139.75
	1014	1～3、5、6、8、10～29、31～34	96.52
	1015	1～10、12～19、21、23～40	99.49
	1016	全域	152.93
	1017	全域	201.26
	1019	全域	118.24
	1020	全域	124.74
	1021	21、22、24～29、47～54、56～63、72、73、76～78	111.01
	1022	全域	160.84
	1023	1、3～10、12～15、20～22、35、36、54、68～78、80、82～88、90、94～101、113、117	98.88
	1029	全域	121.46
	1030	1～6、9～18	89.61
	1031	全域	102.34
	1032	全域	143.13
	1034	全域	118.48
	1035	18	85.8
	1036	全域	144.35
1037	全域	87.37	
1038	全域	107.06	
1039	1～4、13、22～24、26～29、33、34、37、38、40、46～49、52～54、56～61、65、67、69、72～85、87、88、90～93、97、115～117、121～127	142.68	
1066	全域	151.67	
1075	全域	132.71	
1076	1～3、8～11、13、15～21、26	79.56	
1077	全域	105.62	
1078	全域	63.72	
1079	全域	84.15	
1080	全域	96	
1081	全域	84.85	
1082	全域	88.69	

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水源かん養林	1083	1～9、12、13、15	79.76
	1084	1～11、13	77.76
	1085	1、3～11、14～18	60.69
	1086	63	0.57
	1087	全域	97.08
	1088	全域	138.41
	1089	全域	93.36
	1090	全域	66.33
	1092	全域	93.65
	1093	全域	86.69
	1094	全域	107.93
	1095	全域	147.84
	1129	全域	141.8
	1130	全域	156.69
	1131	全域	213.8
	1132	全域	140.53
	1133	全域	93.54
	1134	1～17、20～24、31～38	156.72
	1135	1～4、6、7	138.02
	合計		7,178.06

山地災害防止林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	12	7、8	0.96
	15	43、46、51、66~68、82、87、95~99、101~105、107、118~122	36.03
	16	23、24	22.75
	17	1~3、7、18、20、35、36、39、49~52、54、55	35.89
	19	97、98	1.12
	24	17	5.42
	25	17	0.76
	37	176~178	1.24
	1014	30	0.23
	1015	11、22	4.34
	1021	55	7.76
	1030	7、8	13.76
	1058	66	0.44
	1059	1~5、59、69	29.8
	1060	117	1
	1061	1、2、84	7.28
	1073	15、16、25	1.04
	1076	6、7、12、14、22~25、27、28	37.53
	1083	10、11、14	2.52
	1084	14、15	0.64
	1085	2	26.12
	1086	15	0.16
	1134	25~30	1.84
	1135	8	0.64
	合計		239.27
生活環境保全林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	1105	1、59、60、62~65、70	8.93
	1106	62~65、67~70、73~84	14.57
	合計		23.50

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
保健・文化機能等維持林	1	5、86	1.16
	2	1、3、5~9、12~14、18~20、23、24、30、45、46、54、55、58~62	35.76
	1001	7、116~124、128、130、131	7.98
	1010	65~70	7.2
	1025	82、83、92~94、96、97、99~102	14.84
	1026	1、84、85、98、100~102、114	19.66
	1099	全域	32.64
	1104	全域	61.45
	1106	53、54、61	7.04
	合計		187.73
木材等生産林	1	1~3、6、10、12~14、23、24、27、29~31、39、55、57、58、60、63~66、76、83、94、96、100、104、105	42.45
	2	15~17、21、31、47~53、57、63	31.64
	3	全域	114.22
	4	全域	90.84
	5	全域	43.44
	6	全域	85.02
	7	全域	71.12
	8	全域	111.99
	9	全域	104.58
	10	全域	107.43
	11	全域	100.82
	12	1~6、9、12~16、18、19、21、23	85.65
	13	1~8、16、17、19	22.72
	14	9~13	4.92
	15	1、2、5~32、34~39、42、44、45、47~50、52~59、61~65、69~81、83~86、88~94、100、106、109~117、123~125	165.9
	17	4~6、8~15、19、21、22、24~31、34、37、38、40~48、56~58	73.67
	18	25、26、28	5.98
	19	1~3、7~11、13、18~22、30、31、39、45、47、50、51、68~70、72~74、76、91、92、94~96、99、100、105、111~113、115~117、121、123、124、127、131、134~138、140~144、146~153	107.95
	20	全域	99.03
	21	全域	112.23
	22	全域	89.6
	25	1~3、5~11、14~16、18~37、41~45、47~52、56~60、63~71、74~82、84、86、92、93、96、100、101、106、108、112、116~124、128、132、133、135~139	170.27
	26	7、8、22	6.6
	27	全域	56.12
	28	全域	107.4
	29	全域	101.47
	30	17、18、23、27、31~33、35、37、44、52、53、75、82~85	16.55
	31	全域	70.79
	33	全域	129.92
	36	1~5、8、9、25、29~31、34、37~39、42、44、45、48、50、52、53、55、57、59、66、67、70、71、73~77、79、80	70.87
	37	5~24、26~30、32、33、35、36、38、42、53~55、58、64~66、68、72、75、77、78、82、87~91、95~97、101、102、109、115、118~120、122、123、125~127、131~133、135、136、138~140、142~144、148、152、154、157、163、164、166、169、172~174、179、180、184	148.37
40	全域	84.65	
41	全域	70.24	

区分	森林の区域		面積	
	林班	小班	(ha)	
木材等生産林	42	全域	143.88	
	43	全域	117.52	
	44	全域	145.68	
	45	全域	154.86	
	46	全域	87.99	
	47	全域	15.32	
	48	全域	79.87	
	49	全域	171.08	
	50	全域	101.18	
	51	全域	116.74	
	52	全域	99.96	
	55	全域	66.64	
	56	全域	100.1	
	57	全域	48.97	
	58	全域	92.24	
	59	全域	81.85	
	60	全域	48.32	
	61	1~8、10~14、20、21、23~29、31~34、36~41、43~46、54、55、58、59、62~64、71、75、77~81、85、86、89~91、93、94、98、99、102~105、108、109、113、115~117、120、121、123、127~131		109.84
	62	1~4、6~12、16、17		54.48
	63	全域		53.32
	64	全域		30.14
	65	全域		94.71
	66	全域		57.98
	67	全域		58.76
	68	全域		80.15
	69	全域		77.15
	70	全域		50.72
	71	全域		63.87
	72	全域		95.63
	73	全域		97.63
	74	全域		79.74
	75	全域		48.25
	76	全域		1.68
	77	全域		10.97
	78	全域		74.89
	79	1		1.12
	1001	1~6、10、11、13、16~18、31~33、35、36、42、49、51、52、54、55、57、60~62、70~87、103、104、106、107、109~115、125~127		91.87
	1002	全域		57.42
	1003	全域		85.5
	1004	全域		87.64
1005	全域		166.8	
1006	全域		68.26	
1007	全域		137.2	
1008	全域		117.16	
1009	全域		158.07	
1010	1~3、5~29、31、33~36、38~57、59~64、71~75、78、83、85~103、105~113		109.04	
1011	全域		86.8	
1012	全域		75.86	
1018	全域		88.66	

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
木材等生産林	1021	2、4、5、7、9~11、14~20、30~38、40~45、64、65、67~71、74、75	44.6
	1023	116	9.17
	1024	全域	115.48
	1025	1~9、14、17、19~33、35~37、44、49、51~63、65~67、69~72、78、79、81、84、86、103、105~107	84.86
	1026	2~5、15、16、18~37、40、42~62、64~67、69、71、72、74、75、77、79~81、83、86、88~91、93、96、97、104、105、109~113、115、116、125~132、160、165	112.07
	1027	全域	73.6
	1028	全域	87.38
	1033	全域	94.18
	1035	1、9~13、16、17、19	30.2
	1039	128	0.96
	1040	全域	201.01
	1041	全域	93.39
	1042	全域	71.13
	1043	全域	87.82
	1044	全域	61.71
	1045	全域	96.03
	1046	全域	127.14
	1047	全域	110.06
	1048	全域	90.16
	1049	全域	109.48
	1050	全域	122.96
	1051	全域	73.11
	1052	全域	117.47
	1053	全域	97.38
	1054	全域	112.26
	1055	全域	100.4
	1056	全域	79.98
	1057	全域	105.58
	1058	1~10、25~31、33~37、39~45、50、52~55、59、61、64、65、67	77.63
	1059	6~12、14~16、19~24、26~34、36~42、44~55、58、60~68、70、71	126
	1060	1~4、7、10、11、13~27、30~50、52、53、57、61~70、73、75、78~111、113、116、118~122、124~131	166.78
	1061	3~27、30、32~45、47、49~58、60~71、76~82、87~92	102.92
	1062	全域	187.04
1063	全域	166.02	
1064	全域	113.11	
1065	全域	69.23	
1067	全域	117.78	
1068	全域	71.37	
1069	全域	83.03	
1070	2~5、8~10、16~32、34~49、52、54	82.03	
1071	全域	95.12	
1072	全域	95.28	
1073	1~6、8~12、14、17~21、24、26~31	80.34	
1074	全域	72.15	
1086	1~6、8、9、11~14、16~19、22、23、25、28、29、31、33~36、38~43、52、55~62	126	
1091	全域	51.67	
1096	全域	100.3	
1097	全域	126.06	

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
木材等生産林	1098	全域	68.78
	1100	全域	105.71
	1101	全域	47.4
	1102	全域	128.39
	1103	全域	76.06
	1105	21~23、39	4.42
	1106	23、25、29、34、36、55、56、72	23.53
	1107	全域	22.01
	1108	全域	68.99
	1109	全域	83.5
	1110	全域	65.1
	1111	全域	90.88
	1112	全域	76.04
	1113	全域	74.8
	1114	全域	83
	1115	全域	132.33
	1116	全域	86.02
	1117	全域	77.85
	1118	全域	51.81
	1119	全域	118.9
	1120	全域	72.2
	1121	全域	190.95
	1122	全域	162.91
	1123	全域	110.7
	1124	13、41、42、46~87、89、90	65.34
	1125	全域	89.97
1126	全域	62.17	
1127	全域	79.65	
1128	全域	106.08	
	合計		13,892.88
木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	1	2、3、6、10、12、13、23、27、29、31、39、57、58、63、66、83、94、105	17.48
	2	16、17、31、53、63	5.06
	3	1、2、4、8、14、17、19~22、25~27、32~34、39、40、43、45、48、49、53、55、56、58、64、66、69、72、74、77~79	32.27
	4	1~3、5~7、10~12、15、17、20、23、24、26、32、33	72.94
	5	3、6、7、9~11、14、28	11.36
	6	1、2、4~7、9~11、14~17、19、21、22、24、25、28、36、39~42、45~48、52、57	38.09
	7	4、7、10~12、16、17、26、27、29、32、33、43、48	24.56
	8	2~5、7~9、11~13、16、17、19、20、27~29、31、32、36、37、43、47、48、52、54、60、61、73、83、87~89、93、97、100、103	28.93
	9	12~14	5.24
	10	16、36、39	5.92
	11	1、3~7、9、11、12、15、17~20、30、57、68、73、74、80	17.01
	12	6	0.12
	13	1、16、17、19	6.32
	14	12、13	1.44
	15	5、6、8、10、15、20、22、25、26、28、31、34、37、38、42、44、52~54、61、71~77、81、85、86、88~91、93、94、100、116、117	45.25
17	4、10、14、27、28、37、38、43、44、46~48	13.5	
19	1、3、7、8、10、18、31、39、45、50、51、95、105、112、115、121、131、134~136、146、150、151	34.99	

区分		森林の区域		面積
		林班	小班	(ha)
木材等生 産林	木材等生 産林のう ち、特に 効率的な 施業が可 能な森林	20	1、5~7、9、12、14、16~25、30、31、40、44、51~55、57、63、65、66、68、69、 71、74、80、81、85	65.1
		21	8、21、23、41、42、44、46、72、73、76、79	10.36
		22	3、10、14、30、36、38、44	13.06
		25	3、5~8、11、14~16、18~22、25、26、29、30、33、34、36、43、44、47、48、51、 52、56、58、60、64~66、69、70、78、80、82、84、100、101、106、108、112、116 ~118、123、135~139	73.02
		26	7、8	6.24
		27	3、15、23、24、26、31、32、35~38	30.73
		28	5、8、9、12、13、16、19、20、23、25、29、31、32、39、40、42、45、48、50	21.14
		29	2、4、8、18、23、25、26、33、34	26.05
		30	17、18、23、27、31、32、35、37、44、52、53、75	10.75
		31	1、9、15、19、25、28、30、33、37、40~42	29.82
		33	2、4、7、10、12、13、29~31、38、39、47、49、52、54、57~63、65、69、82、84、 86、90~92、94、96、101~103、105、108、109	62.2
		36	8、31、50、53、73、76、77、79、80	15.03
		37	5、10、12~17、22、24、28、30、32、33、35、36、42、54、55、58、64~66、82、 89、91、115、118、122、123、125、131、133、135、138、142~144、157、163、 169、172~174、179、180、184	79.41
		40	1、2、5、10~12、17、18、22、24、28、29、31	51.37
		41	2~4、6、14、16、36、38、41、43、49、55、56、59、64	30.7
		42	1~3、5~9、11、15、17、20、21、24~26、32、36	88.32
		43	1、5、7、8、15、21、22、24、25	58.16
		44	2、3、8、12、17、19、21、28、30、33~37、39、41、45、48、51、58、59	88.12
		45	4、8、9、14、32~35、38、39、41、42、50、56、57、60~63、67、68、71、72、79~ 83、85、87~89、95、96、99~101、111、114	109.08
		46	1、2、6、11、14、18、20、23、27、38、45、46	12.71
		47	2、18	4.48
		48	1、7、8、18	3.88
		49	1、6、9、10、15、18、22、25~27、29、36、38、39	54.92
		50	1、10、12~17、22、26、27、35、37、38、40、41、43、46~48	49.36
		51	4	5
		52	12~14、23、32、34、35、37	2.64
		55	1、9	20.57
		56	5~7、12、13、15、18、33、40、42、60	17.81
		58	30、31	0.24
		59	21、29、32、34	14.17
		60	2、9、10、15、16、20~22、28、44、49	9.84
61	3、5、10~13、20、21、34、37~39、41、54、62、64、71、93、98、99、104、109、 115、116、120	25.81		
62	3、6~9、11、16、17	20.32		
63	4	0.36		
65	45	3.28		
66	4、5、21	15.65		
67	8、20、29~31、36、40	16.98		
68	9、11、13、18、20、47、50、54、59、63、68、71、82、83	20.24		
69	16、19、23、27、29、48、51、53、54	31.18		
70	3、5、12~14、17、19、21、22、24、30	13.64		
71	14、23、25、40、44、48~50	11.41		
72	1~4、9~14、17、22、29、30、34~36、45、49、52、57、60、61、63、64、66、67、 76、79~83	56.99		
73	3、4、6、9、19、24、25、28、33、34、36、42、43、48、49、52、53、55	29.64		
74	2、4、10、13、14、25、38、49	15		

区分		森林の区域		面積
		林班	小班	(ha)
木材等生 産林	木材等生 産林のうち、特に 効率的な 施業が可 能な森林	75	14、31、38、42、52、59、61、67、73、74	15.21
		76	全域	1.68
		78	1、5、6、8、11~13、15、17、18、21、22、28、30、34、38、47、66、98、101、113、 123~125、133、138	38.97
		79	1	1.12
		1001	5、6、13、16、17、32、33、36、42、54、55、62、78、83、103、125~127	38.32
		1002	3、6、8、10、11、17、18、21、27、36、43、45、47、50、52、53、61	30.66
		1003	9~12、14、15、18~20、27、28、31、33	9.22
		1004	5、6、8、9、12、13、15、27、32、40、46、58、59、64、65、67、71、74、75、79、 80、82、83、85、86、88、96、98、109、110	41.27
		1005	2~4、6~9、12、15、19、32、33、42、43、49~52、55、58、64、66、70、74、80、 81、84、85、89、91、93、95、97~99、103、105、106、108、109、112、114、120、 121、144、145、151、153、156、163、165、176、183、185、186、201、205、209、 211~213、216、218、219、226、228~230、232、239、241~244、247	78.1
		1006	2、10、15~18、21、25、27、32~36、38、44、52、55、57、63、69、72、76~79、83 ~85、91、98、105、113、117、120~122	60.7
		1007	5、6、8、9、15、16、20、21、23~27、29~31、33、38、44~48、52~54、58、63、 68、70、77、78、83、85~87、90、91、93、97、100、101、104~106、108、109、111	43.66
		1008	2、3、6、10、16、18、21、22、33~35、39、42、44、45、47、49、51~58、60、63、 65~72、74~79	67.01
		1009	10、25、26、34、36~38、41、46、48、49、56、58、60~63、67、68、70~72、74、 76、80、81、87、89、93、95、96、99~102	77.46
		1010	1~3、5~10、12~14、17、21、22、25、26、34~36、40、41、51、52、55、56、62、 64、75、78、83、88、90、92~96、99、100、103、108、110、111、113	36.36
		1011	1、6、8、9、11、12、17、23、30、32~34、42~44、47	33.39
		1012	2、3、9~12、14、24~26、40、42、46、55	32.89
		1018	1、3~5、8、9、11~13、18、22、24~26、32~34、36~38、43、44、58、59、75、80 ~82、84~87、92、93、97、100、103、105、107、108	40.56
		1021	2、7、9、11、14~19、30、33、35~37、40、41、64、65、67~71	23.65
		1023	116	9.17
		1024	11、27、29、30、33、34、37、40、42~45、47~49、56、59、60、71、72、76、90、 91、95、100、101、103、110、114~117、120	48.32
		1025	1、3、19、21、22、24~26、29、44、57、71、86、105、107	38.07
		1026	2、4、5、15、16、18、20、23、25~28、30~35、37、40、42~44、47、52~58、60~ 62、65、66、69、71、72、80、83、88、91、97、104、105、109~111、115、116、125 ~127、129、131、160、165	73.28
		1027	2、3、5、15~19、43	15.49
		1028	5、7~11、14、17、18、25	20.73
		1033	2、4、7、13、18、22~30、35、37、38	45.42
		1040	4、8、10、12~15、17、18、20、22~24、26、27、29~32、34、35、40、45、49、53、 55、62、64、71、72、76、83、87、88、94、95、132、134、136、145、152、159、 160、165、167、168、170、173~175、178~186、188~190、192~194	112.18
1041	1~4、10~15、18、21、24、33、35~37、40、42、44、46、48、49、51、52、54、56、 58、59、61、62、64、68、70~72、74	71.11		
1042	3、8、12、13、15~18	39.33		
1043	1、13、14、31、34、36、39、45、46、48	36.02		
1044	13、18、21、23、24、27	16.04		
1045	5、18、19、25、49	4.92		
1046	5、8、29、35、41、42、44、45、47、49~53、56、71、101	25.05		
1047	2、4~6、17、26、28、29、38、46~48	52.06		
1048	17、18、21	2.86		
1049	3、7、9、12~14、18、22、26、85	27.54		
1050	5、7、11~13、15	8.92		

区分		森林の区域		面積 (ha)
		林班	小班	
木材等生 産林	木材等生 産林のうち、特に 効率的な 施業が可 能な森林	1051	3~6、10、13、19~21、23、27、34、35、37~39、42	19.27
		1052	2、4~12、14、16~19、21、23	51.18
		1053	2、4~6、9、12、16、17、30~32、34、36、47、48、50、58、60、61、63、64、66~ 71、76、78~80、84~87、89、90	66.47
		1054	1~3、7、12、13、16、18、24、26、32、33、39、49、50、57、60、62、63、69、73~ 75、77~81、83~85、93、95、97、98	57.33
		1055	1、3~5、7、10、13~15、17、23、27~29、40、41、47、49、53、54、61、65~68、 70、74~78、80、82~86、88	68.63
		1056	1、4、9、10、13、16~23、25、28、31、40~46	44.27
		1057	6、9、10、13、41、47、49、51	13.27
		1058	1、26~28、31、33、44、45、50、52~54、64、67	14.69
		1059	10~12、15、16、19、22、26、37、38、41、42、45、47、50、51、53~55、63~65、 67、70	66.78
		1060	3、7、11、15、18、21~27、30、31、34、37、38、41~44、46~50、52、57、62~68、 70、73、84~93、96~99、101、103、105、108~111、118~122、124~126、129、131	95.17
		1061	20、24、25、27、43、44、49、60、62、64、66、76、80、91、92	10.16
		1062	14、27~29、35~40、46、49、52、56~59、62、63、68~72、77、81、83、87、91、 94、97、101~103、105、109、111、115、121~123、133、139、141~143、147、153	60.37
		1063	2~6、21、25、32、34~36、41、55、58、62、63、97、106、113、117、118、124、 125	23.75
		1064	1、2、18、20、22、23、26、32、35、37、48、57、60、63、80、81、86、89、93、98	48.23
		1065	3、6、13、15、20、28、35、41、48~50、53~56、60、63、64、67、68、71~74、76、 78	51.37
		1068	10、13、17~19、22、26、27、29、31、34、39~42、46~53、55、60~64、66、67、 76、80、86、87、92~94、98、101、105、113、119~121、123~125、127、128、130	32.39
		1069	1~3、5、6、8、10、12、14、20、37、38、71、73、76~78	22.01
		1070	3、8、22、32、37~40、44、49	10.96
		1071	1、9~11、13~16、18~20、26、27、39~42、47	43
		1072	9、10、24、25、42	12.4
		1073	2、11、17、19、27、29	7.97
		1074	1、2、4、7、8、11、13、21~23、25、28	41.23
		1086	5、8、14、16、19、31、33~35、43、52、58、59、62	19.34
		1091	1、3、4、8、20	21.74
		1096	3~6、10	19.48
		1097	1、5~7、11、17、18、21、24~35、37、38、40、41、43	75.46
1098	1、2、12、13、16、18、23、27、50、53、55、58、59、61、65	12.57		
1100	26、28、38、41、42、45、50、56、57、59、61~64、68、69、72、73、76、78、80、 87、91~93	51.57		
1101	4、11、14~16、28、31、33、48~50	7.92		
1102	4、7、9、12、13、15、20、24、25、30	27.5		
1103	2、5~7、14、24、36~39、45、53、54、63、67、69、87、88、90、99、103	34.62		
1105	39	0.78		
1106	55、56	1.16		
1107	6、40、73、74、76、78、79、83、84	12.6		
1108	3、9~14	3.95		
1109	2、3、5、7、16、22、25、26	7.6		
1110	1、3、4、8、9、11~13、17、22、23、25	8.34		
1111	2、6、8~10	44.08		
1112	3、5、8~11、13、22	57.38		
1113	2、7、8、10~12	33.28		
1114	1、2、4、5、11	25.68		

区分		森林の区域		面積
		林班	小班	(ha)
木材等生 産林	木材等生 産林のうち、特に 効率的な 施業が可 能な森林	1115	1、2、7~9、12~14、16、19、21、23~28、30、32~34、38~41	108.11
		1116	1~5、9、12、13、15~18、21~25、27~30	82.7
		1117	1、4、9、11、12、15、16、23、26、30、31	24
		1118	8、13、15、19、21、22、45、46	4.72
		1119	2、7、8、10、11、17、24、25	60.75
		1120	4、9、13、15、18~22	34.18
		1121	1~3、6~17、20、23~25、43、44、55~57、59、60、62、69、71、73、76~80、83、 90	39.35
		1122	3、6、10、11、14、15、21~25、34、45、48、49、57、58、61~66、69、71、72、74~ 78、81~83	67.68
		1123	1、6、12、13、18~20、25、28、30、32、34、35、37~39、43、45、46、60、76	45.39
		1124	41、46、48~53、55~66、68、71、72、74、75、77~79、81、83、84、86、89	55.39
		1125	3、4、6、15~30、33、39、43、44	86.09
		1126	2、7、23~27、29~32、47、48、50、59	12.88
		1127	3、4、15、28、30~32、34、38~40、42	29.32
		1128	3、5、10、13、17~19、22、24~26、28	46.79
合計			5,025.30	
2 上乗せゾーニング		森林の区域		面積
区分	林班	小班		(ha)
		該当なし		
水資源保全 ゾーン	合計			0.00
生物多様性ゾーン		1001	7、116~124、128、130、131	7.98
水辺林タ イプ	1010	65~70		7.2
	1025	82、83、92~94、96、97、99~102		14.84
	1026	1、84、85、98、100~102、114		19.66
	合計			49.68
	1099	全域		32.64
保護地域 タイプ	1104	全域		61.45
	合計			94.09
3 独自ゾーニング		森林の区域		面積
区分	林班	小班		(ha)
		該当なし		
独自ゾーン	合計			0.00

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 11：網走 市町村 20：湧別町

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注1)
		林班	小班	(ha)	
水源かん養林	伐期の延長を推進すべき森林	13	11、13、14	88.75	
		14	1~5	110.68	
		16	1~3、6、7、19~22	171.99	
		18	1~18、20~22、30~33、36	59.26	
		23	全域	158.87	
		24	1~16、18	147.45	
		26	1~3、5、6、9~21、23~26	135.74	
		30	1~5、7、9~12、14、16、34、36、41、48、51、54、60、64~69、71、72、77、78、87、88	36.24	
		32	全域	120.78	
		34	全域	84.48	
		35	全域	122.80	
		36	6、18~20、36、61~64、72	30.55	
		37	1~4、159~162、175	67.40	
		38	全域	85.15	
		39	全域	176.17	
		53	全域	77.22	
		54	全域	80.45	
		1013	全域	139.75	
		1014	1~3、5、6、8、10~29、31~34	96.52	
		1015	1~10、12~19、21、23~40	99.49	
		1016	全域	152.93	
		1017	全域	201.26	
		1019	全域	118.24	
		1020	全域	124.74	
		1021	21、22、24~29、47~54、56~63、72、73、76~78	111.01	
		1022	全域	160.84	
		1023	1、3~10、12~15、20~22、35、36、54、68~78、80、82~88、90、94~101、113、117	98.88	
		1029	全域	121.46	
		1030	1~6、9~18	89.61	
		1031	全域	102.34	
		1032	全域	143.13	
		1034	全域	118.48	
		1035	18	85.80	
		1036	全域	144.35	
		1037	全域	87.37	
		1038	全域	107.06	
		1039	1~4、13、22~24、26~29、33、34、37、38、40、46~49、52~54、56~61、65、67、69、72~85、87、88、90~93、97、115~117、121~127	142.68	
		1066	全域	151.67	
		1075	全域	132.71	
		1076	1~3、8~11、13、15~21、26	79.56	
		1077	全域	105.62	
		1078	全域	63.72	
		1079	全域	84.15	
		1080	全域	96.00	
		1081	全域	84.85	
		1082	全域	88.69	
		1083	1~9、12、13、15	79.76	
1084	1~11、13	77.76			
1085	1、3~11、14~18	60.69			
1086	63	0.57			
1087	全域	97.08			
1088	全域	138.41			
1089	全域	93.36			
1090	全域	66.33			
1092	全域	93.65			
1093	全域	86.69			
1094	全域	107.93			
1095	全域	147.84			
1129	全域	141.80			
1130	全域	156.69			
1131	全域	213.80			
1132	全域	140.53			
1133	全域	93.54			

主伐林齢：標準伐期齢+10年以上
皆伐面積：20ha以下

		1134	1~17、20~24、31~38	156.72					
		1135	1~4、6、7	138.02					
		合計		7,178.06					
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下				
		合計		0.00					
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	1021	55	7.76	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下				
		1030	7、8	13.76					
		1076	12、14	33.52					
		1085	2	26.12					
		合計		81.16					
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	12	7、8	0.96	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する			
			15	43、46、51、66、67、87、95~99、101~105、107	23.80				
			24	17	5.42				
			1073	15、16、25	1.04				
			1076	6、7、22~25、27、28	4.01				
			1083	10、11、14	2.52				
			1084	14、15	0.64				
			1086	15	0.16				
			1105	59、60、62、70	5.16				
			1106	53、54、61~65、70、79~83	17.16				
			1134	25~30	1.84				
			1135	8	0.64				
			合計		63.35				
			択伐による複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1		5、86	1.16	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
					2		1、3、5~9、12~14、18~20、23、24、30、45、46、54、55、58~62	35.76	
	15	68、82、118~122			12.23				
	16	23、24			22.75				
	17	1~3、7、18、20、35、36、39、49~52、54、55			35.89				
	19	97、98			1.12				
	25	17			0.76				
	37	176~178			1.24				
	1001	7、116~124、128、130、131			7.98				
	1010	65~70			7.20				
	1014	30			0.23				
	1015	11、22			4.34				
	1025	82、83、92~94、96、97、99~102			14.84				
	1026	1、84、85、98、100~102、114			19.66				
	1058	66			0.44				
	1059	1~5、59、69			29.80				
	1060	117			1.00				
	1061	1、2、84	7.28						
	1099	全域	32.64						
1104	全域	61.45							
1105	1、63~65	3.77							
1106	67~69、73~78、84	4.45							
合計		305.99							
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する				
		合計		0.00					
独自ゾーニング	独自ゾーン		該当なし						
		合計		0.00					

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	40年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
 振興局 11：網走 市町村 20：湧別町

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
4	2~4、6、9、32	36.17	
8	57	2.20	
9	1、2、4~20、22~25、27~31	103.96	
10	2~6、9~11、13、16~22、25、29、30、38	66.33	
11	24、27、28、31、33、34、45~48、50、51、54~56	36.76	
15	1、76、125	7.16	
16	7	7.48	
17	43、44、46~48	3.90	
21	6	0.20	
22	6~8、25	15.65	
23	3、6、8、9、11、13、16、19~22、24、26、30~35	137.65	
24	8、10~13、15、18	38.88	
26	2、5、6、9~14、16、19~21、23~26	86.74	
30	2	2.30	
31	25	3.84	
32	1~11、13、15、16、20、22	114.85	
34	5、7~9、11、12	32.40	
35	1~4、6~13、20	112.56	
36	52、53	3.60	① 気候、地形、地質、土
37	5、11、126、127、143、159、160、162、163、166、175、184	51.42	壌等の自然条件及び植生
39	2、4、13、14、30~32、36	65.56	等により天然更新が期待
40	5、17、18、28、31	29.24	できない森林
42	9、11、15、20、21、24~26	72.12	
43	1、7、8、15、22、24、25	42.92	
44	30	10.72	
46	42	5.48	② 水源涵養機能の早期回
53	5、6	17.76	復が特に求められる水資
54	44	1.20	源保全ゾーンの森林
56	6、9、36、60、61	11.45	
74	33、34	2.30	
75	50、67	8.90	
78	5、6、17、18、21、22、138	12.36	
1001	62、81、86、104、109、110、116	13.39	
1002	9、11、13、53、56	12.88	
1003	24、27、28	20.91	
1004	7、11、16、46、78~80、106	11.54	
1005	73、185、218、229	7.54	
1007	84	7.68	
1008	50	1.12	
1009	1~3、46、87、102	22.56	
1010	56、59、60、62、97	16.11	
1011	1、6、8、10、28~30、32~34、37、44	43.56	
1012	9、40	19.94	
1017	23~25、27、56、57、59、61、63、89、92	33.58	
1018	31、34、98	3.20	
1019	4~8、10~16、18~29	110.88	
1020	20、26、33、35、36、38~40、42、43、46	47.10	
1021	53、55~60、62、76、77	51.64	

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
1022	20、22~24、26、31~33	73.60	
1023	101	4.74	
1025	29、78、81	7.36	
1026	23、25、72	5.12	
1029	1、7、9~11、15、16、18	63.74	
1030	3、5~9、15~18	60.49	
1031	2~8、11、12	92.05	
1032	4~6、8、10~13、19、20、22、23	114.66	
1033	1、2、18、19、28	13.37	
1034	1、29	25.91	
1035	16、17	19.80	
1036	3、5~11、15、16、28	115.77	
1037	1~3、5~7、16~23	57.68	
1038	30、32~35、37、39、45	80.49	
1039	22、27、38、40、58、97	19.58	
1040	20	0.72	
1041	68、70~72	40.56	
1042	15~17	32.76	
1046	60、61	2.92	
1047	24~26、38	4.00	① 気候、地形、地質、土
1048	6、8、9、11、14~17、28、36、37	56.06	壌等の自然条件及び植生
1049	7、9、10、26、29~31	80.50	等により天然更新が期待
1050	2、5、7、10~13、15、16、32、34	103.00	できない森林
1051	3、4、43、44	38.04	
1052	4~12、14~16、18~22	112.00	
1053	50	24.44	
1054	12、13、39、87	46.62	② 水源涵養機能の早期回
1055	29、40、83	12.11	復が特に求められる水資
1056	30	0.54	源保全ゾーンの森林
1057	1	3.00	
1058	9	4.64	
1060	33~35、94、95、108、120~122	39.11	
1062	15、19、28、33、40、61	36.68	
1063	19、21	6.99	
1065	40	0.64	
1066	1、2、4~7、9~21	134.26	
1067	2~15、17、21	113.46	
1069	42、44、63、67	16.77	
1070	2、3	5.33	
1071	26、36、38、42、48	21.00	
1072	1、19、22~25、41、42、44~46	42.26	
1073	6、17、24、28~31	22.98	
1074	2、6、7、25、26	22.81	
1075	11	0.84	
1086	43、52	6.74	
1087	1~3、10~13	53.00	
1088	10、12、13	13.00	
1089	5、8、10~12、15	34.32	
1090	2、4、8、9、12、14	28.52	
1091	3、4、20	0.86	

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
1092	1~4、6、9	56.69	
1093	2、3、5、6、8、10、13~16	65.56	
1094	1~12、14、15、17	104.45	
1095	8~10、12、13、15、17~19、24、30、38、40	84.43	
1097	1、5、43	5.00	
1100	70、73、75~78	24.54	
1102	1、8、9、12、13、15、17、30	40.74	
1103	41	1.21	
1104	102、115~119	3.46	
1105	1、59、65、70	3.37	
1106	23、55、56、67~70、73~84	10.11	① 気候、地形、地質、土
1107	76、78、79、83、84	7.23	壌等の自然条件及び植生
1110	23	0.88	等により天然更新が期待
1111	2、4、8~10	37.35	できない森林
1112	3、8~10、13、22	50.74	
1113	5~8、10~12	68.92	
1114	4、6、9	69.88	
1115	7、8、13~16、24、30、32~34、40、41	38.27	② 水源涵養機能の早期回
1120	21	11.52	復が特に求められる水資
1121	27、62、68、74、75	48.40	源保全ゾーンの森林
1122	47~49、52、53、69	4.96	
1123	22	1.64	
1124	68、71、72、74、75、77~79、81、83、84、86	8.20	
1126	23、47、48、56	2.60	
1127	28、30~32、36~40	14.48	
1128	5、21、22、30	20.32	
1131	20	3.24	
1132	9~16	77.53	
1133	7、10、12~16、22、23	71.64	
1134	13~15、31、32、34、38	44.39	
合計		4,465.28	

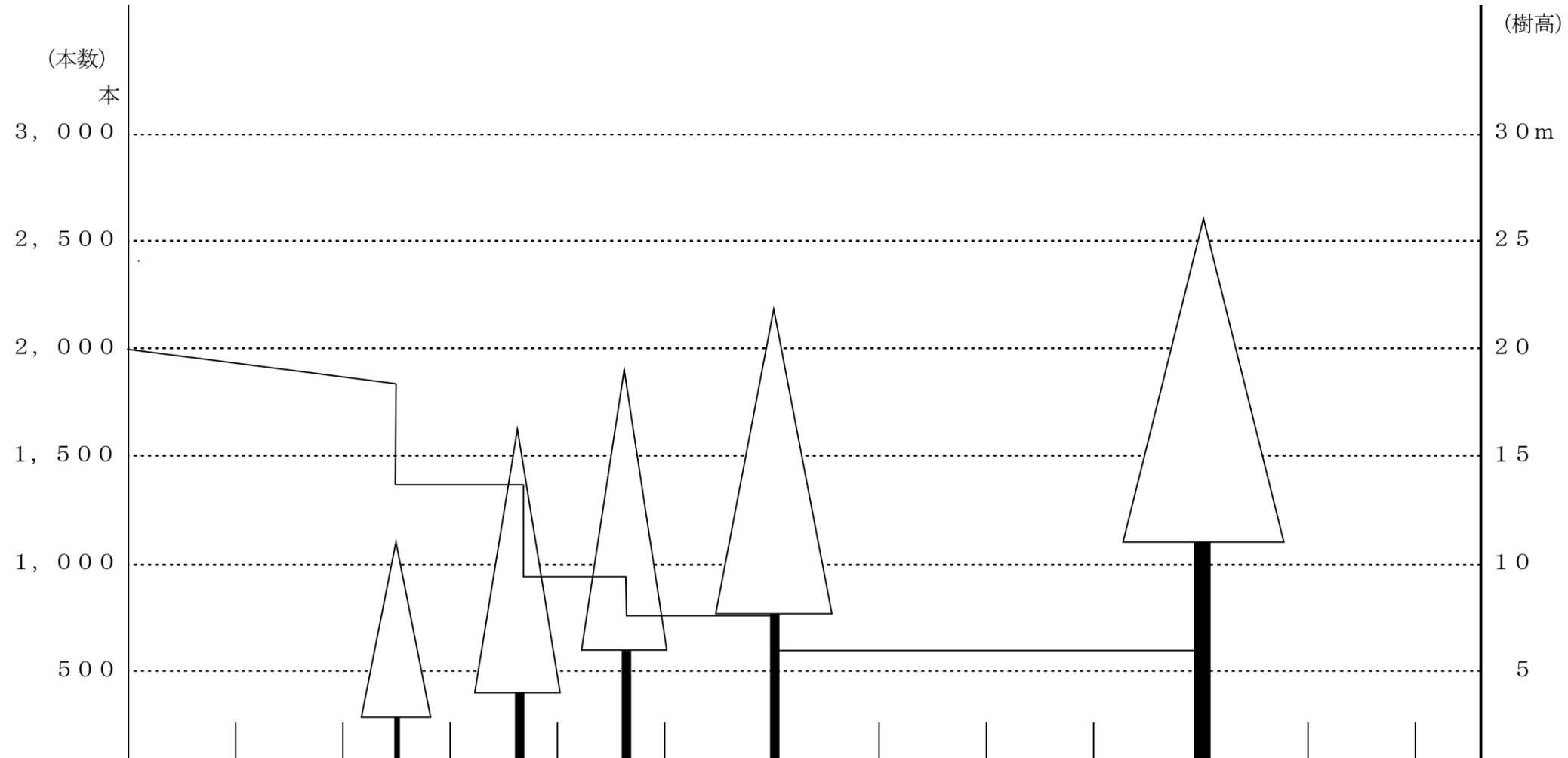
別表6 鳥獣害防止森林区域

振興局 11：網走 市町村 20：湧別町

【一般民有林】

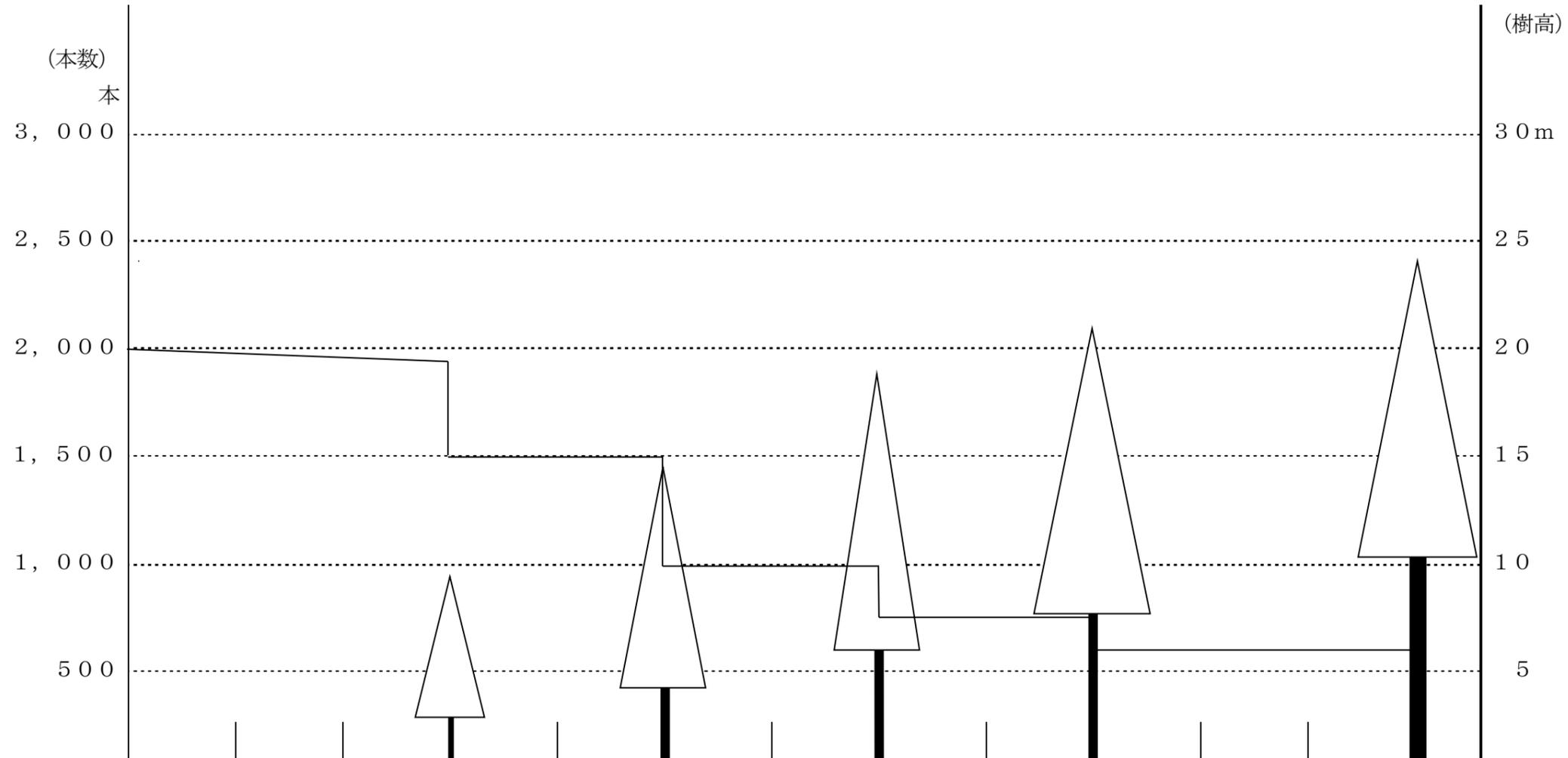
対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
	林班	(ha)
エゾシカ	3～5、7～16、18～21、23、24、26～36、38、39、41～57、66～77、79、1001～1025、1028～1032、1035～1037、1040、1041、1046～1055、1058～1071、1075～1085、1132、1133、1135	14,135.10
その他	該当なし	

カラマツ育林技術体系図



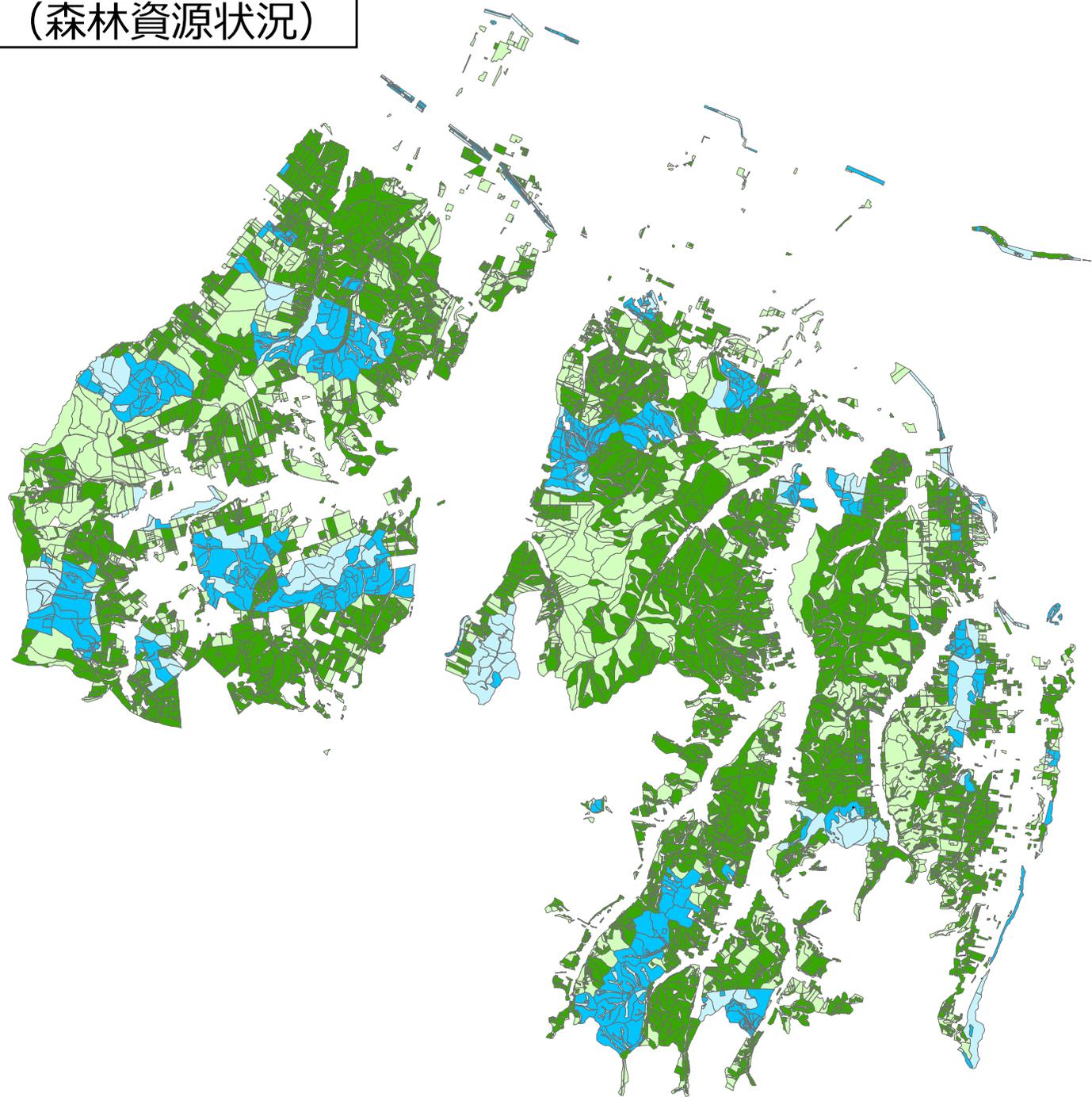
林	令 (年)	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60
保育事業実施	下刈	→ 3年											
	野鼠駆除	→											
	伐採回数 (回)		除伐	間伐	間伐	間伐							
	伐採本数 (本)		450	400	250	150							
	伐採率 (%)		25	30	25	20							
	出材積 (m ³)				40	40							
枝打高 (m)			2.5	4.0									
除間伐実施後	平均樹高 (m)		12	16	19	22					26		
	平均胸高直径 (cm)		8	10	14	22					28		
	材積 (m ³)		130	190	220	270					420		

トドマツ育林技術体系図



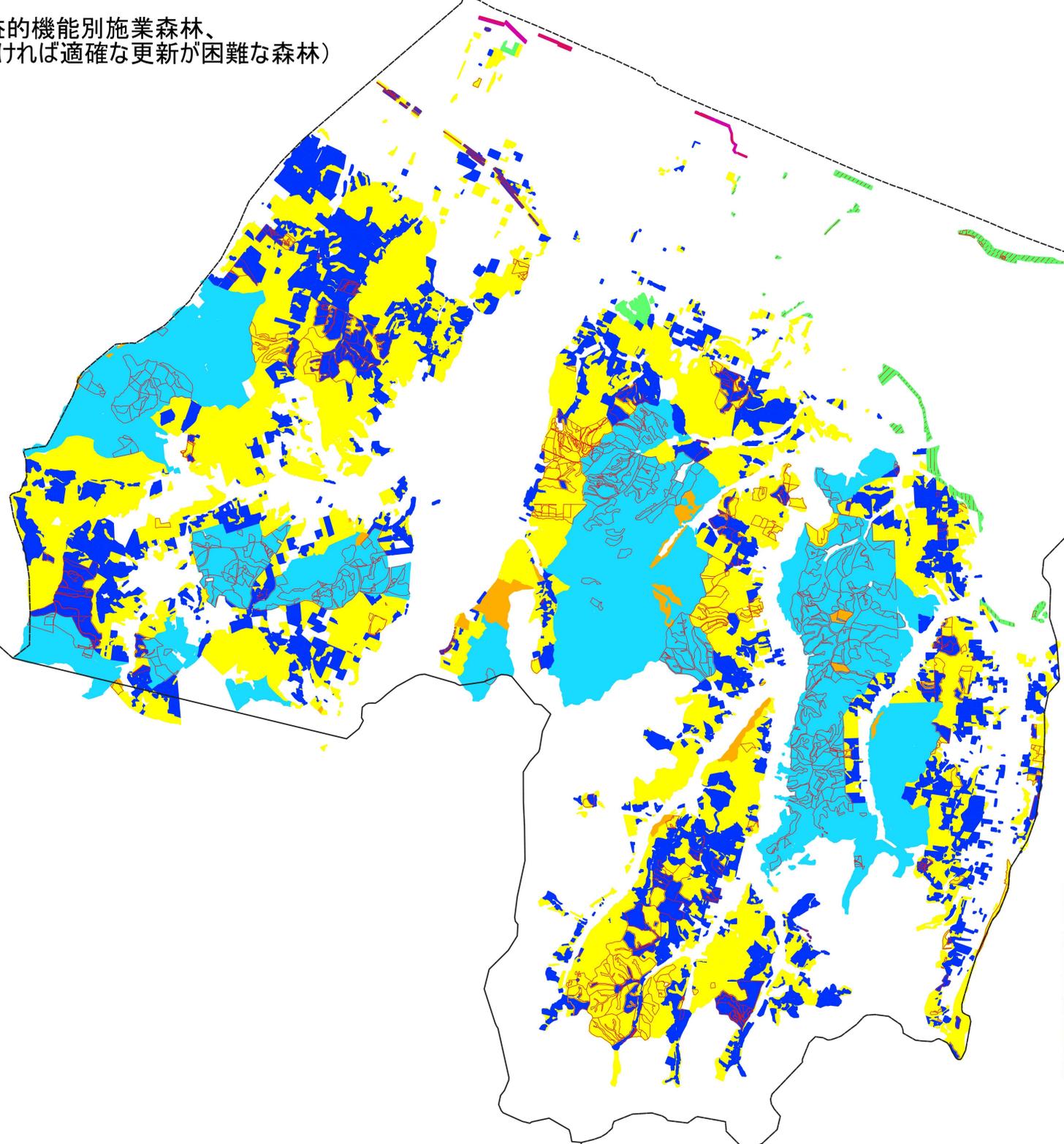
林	令 (年)	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60
保育事業実施	下刈	→ 5年											
	伐採回数 (回)			除伐		間伐		間伐		間伐			
	伐採本数 (本)			450		500		300		100			
	伐採率 (%)			25		30		30		20			
	出材積 (m ³)							40		30			
枝打高 (m)			2.5		4.0								
除間伐実施後	平均樹高 (m)			8		14		18		21			23
	平均胸高直径 (cm)			11		18		24		27			30
	材積 (m ³)			50		220		280		330			480

概要図 (森林資源状況)



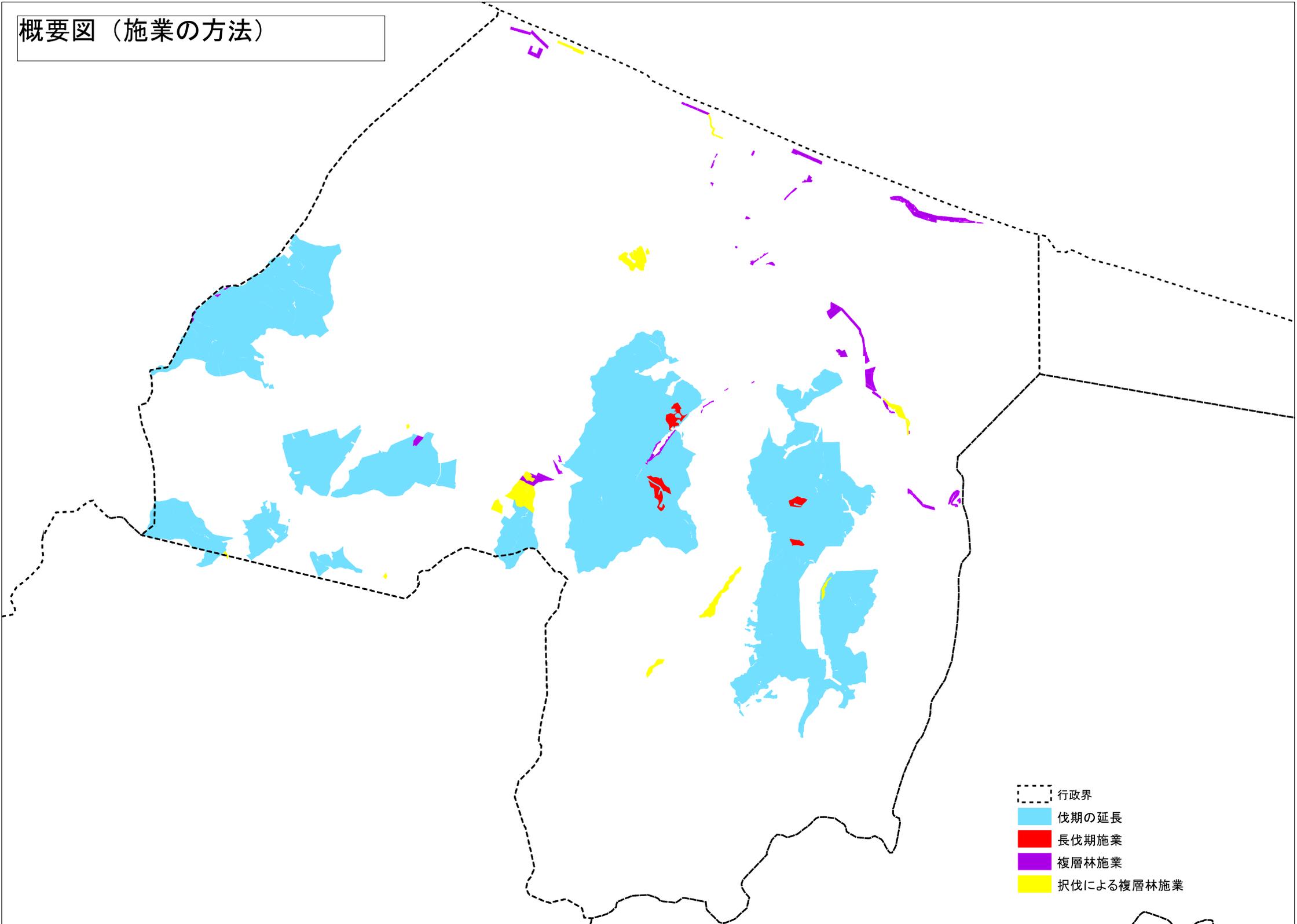
- 私有林(人工林)
- 私有林(天然林)
- 町有林(人工林)
- 町有林(天然林)

概要図(公益的機能別施業森林、
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林)



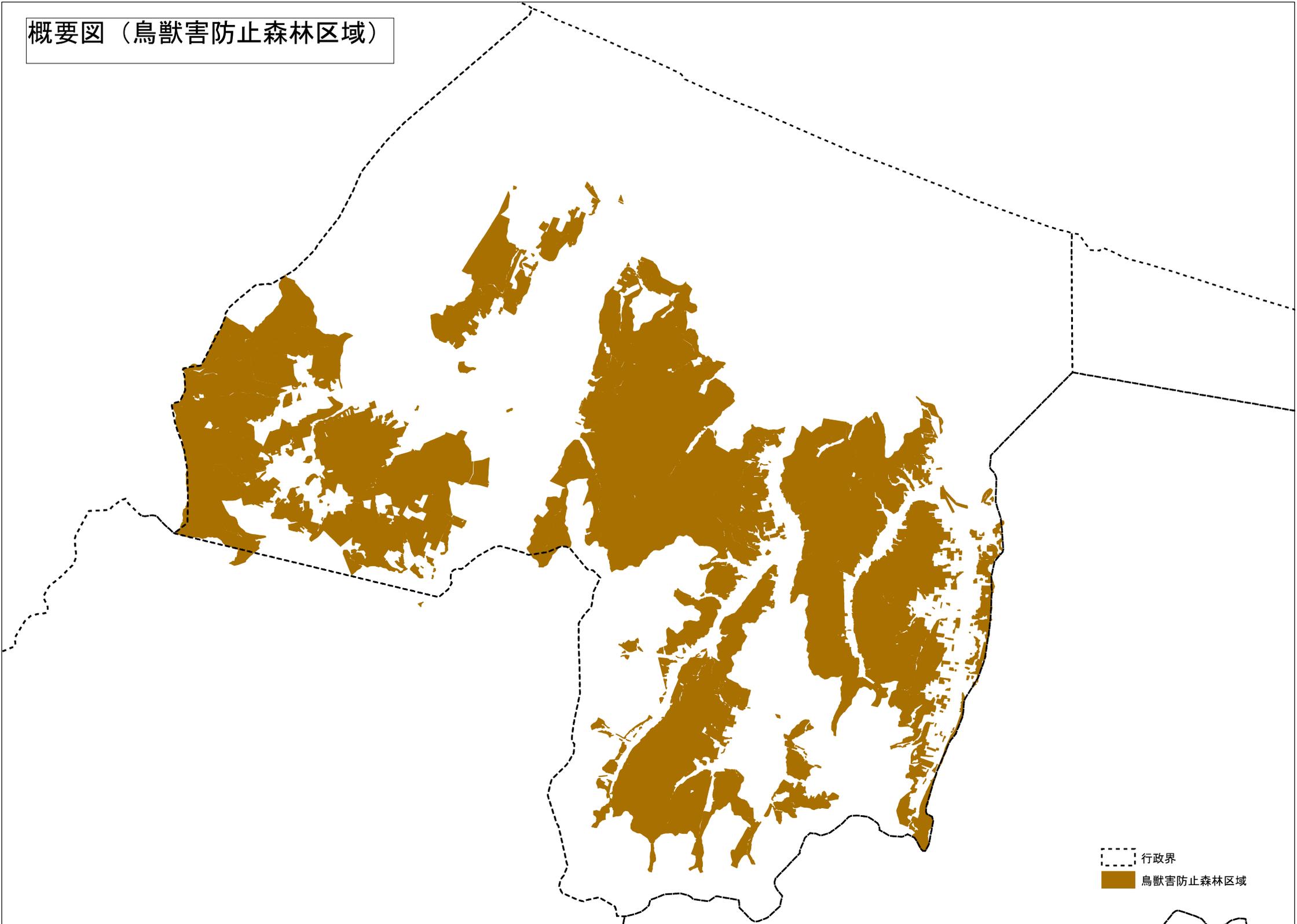
- 行政界
- 水源かん養林
- 山地災害防止林
- 生活環境保全林
- 保健・文化機能等維持林
- 生物多様性ゾーン(水辺林)
- 生物多様性ゾーン(保護地域)
- 木材等生産林
- 特に効率的な森林施業が可能な森林
- 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

概要図（施業の方法）



- 行政界
- 伐期の延長
- 長伐期施業
- 複層林施業
- 択伐による複層林施業

概要図（鳥獣害防止森林区域）



行政界

鳥獣害防止森林区域